

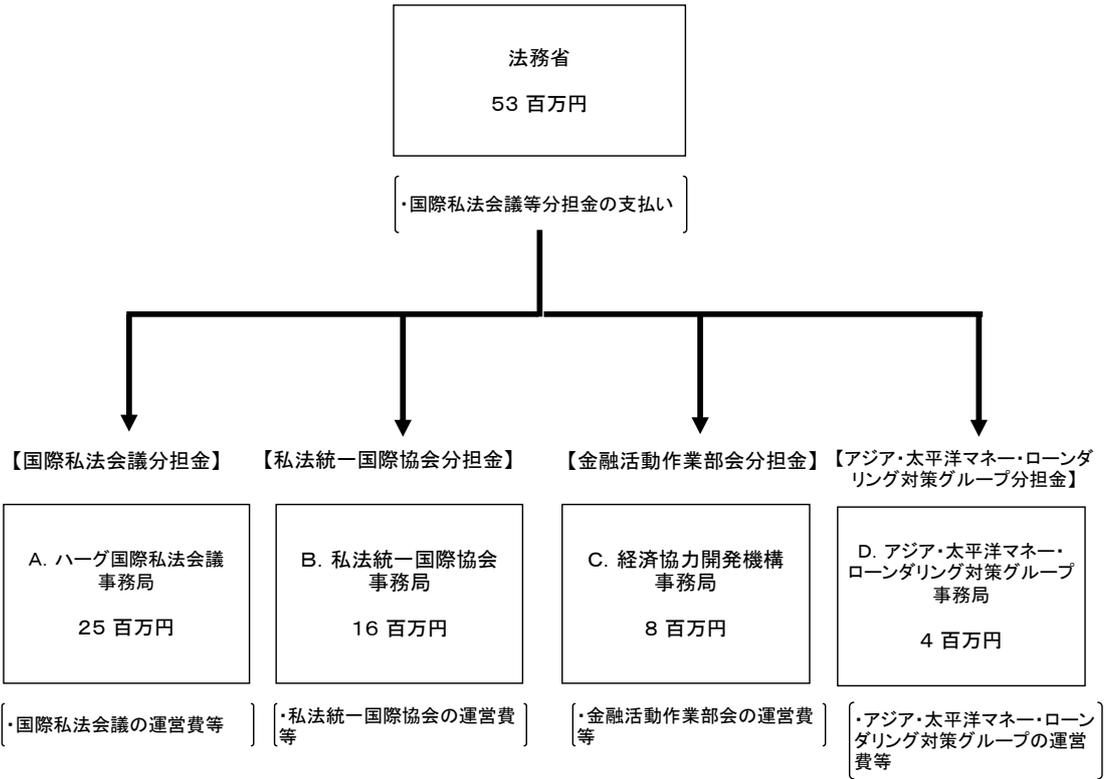
平成23年行政事業レビューシート

(法務省)

事業名	国際会議運営費用の分担		担当部局庁	大臣官房	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	-		担当課室	会計課	官房参事官 佐藤隆文		
会計区分	一般会計		施策名	VI-13-(1) 法務行政の国際化への対応			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハーグ国際私法会議規程第8条, 第9条, 第10条等		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の運営費用について日本国の分担金の支払いを行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	64	57	54	51	51
		補正予算	△3	△3	0	-	
		繰越し等	0	0	0	-	
		計	61	54	54	51	51
	執行額	61	54	53			
執行率(%)	100%	100%	98%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
	本経費は、我が国が国際会議に参加するため、国際会議運営費等の分担金を支出しているものであるが、我が国の他にも国際会議加盟国がそれぞれ分担金を支出していることから、経費が混在しているため、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。		成果実績				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	本経費は、我が国が国際会議に参加するため、国際会議運営費等の分担金を支出しているものであるが、我が国の他にも国際会議加盟国がそれぞれ分担金を支出していることから、経費が混在しているため、その活動実績について、数値で定量的に示すことは困難である。		活動実績(当初見込み)			() ()	-
単位当たりコスト	算出不可		算出根拠	本経費である分担金は、国際会議事務局の職員等の人件費、交通費、国際会議の運営費等に充てられているところ、分担金を支出しているのは、日本国だけではなく、加盟国すべてであり、加盟国がそれぞれ負担した分担金が上記運営費等の費用に充てられていることから、仮に、上記実績を1単位とし、1単位当たりのコストを算出するにしても、これらの費用が、どの実績に、どの程度反映されているのか判然とせず、我が国負担分の正確な単位当たりのコストを算出することができない。			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	国際私法会議分担金	25百万円	25百万円				
	私法統一国際協会分担金	15百万円	15百万円				
	金融活動作業部会分担金	8百万円	8百万円				
	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ分担金	3百万円	3百万円				
	計	51百万円	51百万円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	－	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	なし
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	なし
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	なし
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会、金融活動作業部会 (FATF) 及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ (APG) の運営費用等の一部を賄う我が国負担分の分担金については、各事務局から示された分担額が妥当なものか否か精査した上で支払要請に基づき支出手続を行っているところ、今後もこれまでと同様、各事務局から示された分担額を精査した上、効率的な予算執行を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状どおり	国際会議分担金の支出の妥当性等は、問題ないと思われるが、常に確認を行い、適切に予算に反映させること。		
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)		
－	－		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

※平成22年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国際私法会議分担金	ハーグ国際私法会議規程第8条、第9条、第10条により、同会議の経費は加盟国が分担することになっており、その分担割合はUPU(万国郵便連合)が採用している等級格付方式の分担率を一部修正(最高分担率をUPUの50単位から33単位に減少)して、これを各加盟国に適用しているところ、この分担金をハーグ国際私法会議事務局に支出している。国際私法会議事務局の主な支出用途は、同会議の職員等の人件費・交通費、会議運営費等である。	25			
計		25	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
私法統一国際協分会分担金	私法統一国際協会の経費は、ホスト国であるイタリアの基本負担金と他の加盟国の年次分担金によって賄われることとされている。イタリア以外の加盟国の分担金は、昭和43年に分担単位が定められており、この単位数に応じて、各国が分担しているものである。私法統一国際協会の主な支出用途は、同協会の職員等の人件費・交通費、会議運営費等である。	16			
計		16	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
金融活動作業部会分担金	経済協力開発機構(OECD)条約第20条2の規定により、理事会が承認した機構の一般経費は、理事会が決定する基準に従って分担される。その他の経費は、理事会が決定するところに従ってまかなわれる。金融活動作業部会の主な支出用途は、同部会の職員等の人件費・交通費、会議運営費等である。	8			
計		8	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の会員資格については、「APG Terms of Reference (TOR:権限委任事項)」の会員に関する条項6において、「アジア太平洋地域内の国・地域のうち、APGによって取り決められた分担金を拠出する国・地域に開放される」とされており、我が国はAPGの年次会議において合意された予算に基づき分担金を負担している。APGの主な支出用途は、APGの職員等の人件費・交通費、会議運営費等である。		4			
計		4	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ハーグ国際私法会議事務局	国際私法会議は、国際私法に関する規則の統一をもたらすことを目的とし、これに関する各種研究、審議、調査及び条約案の作成を行っている。	25	—	—
2	私法統一国際協会事務局	私法統一国際協会は、国際的な商取引等の渉外的法律関係において、各国の国内法がまちまちであることから生ずる不安定、障害を除去するため、各国国内法の調和を図り調整する方法を研究し、統一私法の立法化を準備することを目的とし、私法の分野における比較法の研究、私法に関する条約草案の作成等を行っている。	16	—	—
3	経済協力開発機構事務局	金融活動作業部会は、薬物犯罪に基づく資金洗浄(マネー・ローンダリング)対策を検討するために設立がなされた政府間会合であり、ここでの検討結果がサミットに報告される。資金洗浄対策のために各国が採るべき措置を「40の勧告」という形でまとめ、メンバー国に対してその遵守を求めており、同勧告の履行を担保するため、国内法について、メンバー国同士で相互審査を行うとともに、「40の勧告」の履行に対して非協力的な国を選定し、資金洗浄対策を講じるべく働きかけを行っている。	8	—	—
4	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ事務局	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループは、アジア・太平洋地域の資金洗浄対策の啓蒙活動の一環として、アジア太平洋地域諸国による資金洗浄対策に関する会議であり、現金決済中心の経済実態等、アジア諸国の特殊性に対応した各国のマネー・ローンダリング対策に関する法制面等の情報交換、討議及び各国におけるマネー・ローンダリング規制の実施状況の審査等を行っている。	4	—	—
5					
6					
7					
8					
9					
10					